

## ISO14001認証登録事業者様

## ISO14001自己適合宣言支援

## ①ISO14001自己適合宣言の現状について

ISO14001のサーベイランスや更新の外部審査で、組織の経営に役立つあるいは大きなリスクを回避するような適切なコメントが少なく、第三者認証審査をする意味があるのか疑義を持っている組織で、「ISO14001に準拠したEMS自体は継続して取り組みたいが、第三者認証でなくてもよい。」とお考えの組織が徐々に増えつつあります。

このような場合、第三者認証では無く、自己適合宣言により取り組みを継続していくことが可能です。

■自己適合宣言をご検討される背景としては、次のようなことが挙げられます。

- ・長年に亘り、ISO14001の環境マネジメントシステム(EMS)の取り組みを実施し認証を維持してきたが、認証の維持審査費用の割には経営上の効果・成果への反映が見られず、かえって審査時の手間ばかりが掛かって取り組みの意味が分からなくなっている。
- ・認証登録等の審査費用が高い一方で、コストに見合う付加価値も認められないため、審査費用が経費節減の候補となっている。
- ・電気・燃料・紙・ゴミ・水等の省エネ関係は達成手段をやり尽くしており、新たな対応策やこれ以上の削減も期待できない。ステップアップして、本業関係の取り組みを中心におきたいが、経営者は現在の審査に対して閉塞感を感じている。
- ・組織としては、顧客等のステークホルダーからの要請で認証を取得している訳ではなく、PDCAのシステムが役に立つと考えており、引き続きEMS自体は取り組みながらも、第三者認証の審査には捉われずに効率的な経営を行なう一助としたい。

## ②自己適合宣言の概要

組織が自己適合宣言を行なう場合、その要求事項は「ISO/IEC17050-1 JISQ17050-1 適合性評価—供給者適合宣言—」に定められています。

■組織自身が規格への適合性を評価し、適切であれば、組織自身の責任において規格への運用および適合について宣言します。

規格適合の判断項目としては、「規格の要件を実現するために必要な規定の文書化・制定」と「文書化された規定に沿った業務の運用」があります。

■自己適合宣言の方法

- ・規格を踏まえた組織の内部監査などにより、マニュアル、規程・手順書など書類の確認と具体的な運用の事実を確認し、評価し、記録します。
- ・自己適合宣言は第一者、第二者又は第三者の1つ以上が実施した、適切な種類の適合性評価活動の結果に基づいていることが必要です。
- ・その評価結果として適合性を確認した後、「自己適合宣言」を行います。
- ・自己適合宣言は、第三者による「適合性評価監査報告書」や「第三者コメント」などの情報を踏まえて宣言することで、客観的な信頼性の向上につなげることができます。
- ・宣言した場合は、組織のホームページや会社案内等に掲載することが望ましいと考えます。



### ③コンサルティング支援内容



自己適合宣言支援は、以下の流れで実施します。

お客様とのお打合せに基づき、既存文書類について何を作成・保管しているかの確認から始めます。下表は、以降の標準的な工程ですが、ご要望に応じて決定します。

項目	概要	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月
①事前基本調査	・事前ヒアリング ・EMS既存文書類のリスト確認	→				
②自己適合宣言の準備	・規格(ISO/IEC17050-1)の解説 ・経営者が自己適合宣言とする決意を組織内で明確化。		→			
③現状調査	・EMS既存文書類事前内容確認・検証 ※内部監査(適合性自己チェック)資料必須		→			
④実態調査・ヒアリング	・②～③を踏まえ、現地での実態調査とヒアリング(サンプリング)			→		
⑤是正処置及び報告	・①～④の結果から、評価報告書を作成 ・要是正の場合は、改善点のアドバイスも含めたフォロー				→	
⑥自己適合宣言	・適合証明書発行(評価結果を含む) ※適合性が発行以降維持されていることを保証するものではありません。 ・経営者が適合証明書も含め規格への適合性を自ら評価・決定					→
⑦適合維持の確認	・適合証明書の有効期間は3年間ですが、適合維持確認のため毎年評価検証を実施		→			

### ④自己適合宣言により期待される効果

- EMSの取り組みの形骸化をなくすことが可能。
- 経営のために推進したいと考える活動として取り組みやすい。
- 自主的な活動が求められることから、自己責任の意識を強めることが可能
- 審査費用の低減

※一方で、以下のようなデメリットも考えられますので、第三者認証から自己適合宣言へ切り替えるに際しては、組織を取り巻く環境を把握・認識し、充分にご検討のうえご判断されることをお奨めします。

- ・第三者認証でないためステークホルダーの信用度合の低下
- ・自己適合宣言している組織が少なく、認知範囲も狭いことから、ステークホルダーへの説明が煩わしい。
- ・常に、活動の自己チェックすることが求められることから、場合により第三者認証より手間もかかり、また責任も重い。



SOMPOリスクアマネジメント株式会社

CSR・環境事業部  
〒160-0023  
東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル  
TEL 03-3349-5973 FAX 03-3349-4677  
URL <http://www.sompo-rc.co.jp>